



# 悪臭・臭気測定

## 悪臭防止法

悪臭防止法は、規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として制定された法律です。(S.47総理府令第39号1) 規制地域内のすべての工場・事業場には、特定悪臭物質(注1)の濃度又は臭気指数(注2)による規制が行われており、事業者は当該地域における規制基準を遵守することとされています。

(注1) 特定悪臭物質：不快なおい原因となり、生活環境を損なう物質で、政令で指定された22物質  
 (注2) 臭気指数：においの程度を人間の嗅覚によって数値化したもの



悪臭の規制基準には、敷地境界線上の規制基準(1号基準)、気体排出口の規制基準(2号基準)、排出水の規制基準(3号基準)の3つがあります。

## 規制地域

愛知県は県内全域を規制地域に指定しており、物質濃度規制又は臭気指数による規制を実施しています。(愛知県条例 H.18告示378号) また、土地利用状況や悪臭に対する順応性を考慮して、規制地域を第1種地域、第2種地域、第3種地域の3つに区分し、敷地境界(1号基準)の規制基準を定めています。区分は、関係市町村の市役所、役場ならびに愛知県環境部大気環境課に備え置いた地図の色塗りにより区分され、閲覧することができます。

## 敷地境界線における濃度の規制基準(第1号規制)

(単位: ppm)

特定悪臭物質の種類	第1種地域	第2種地域	第3種地域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

(注) 第1種地域、第2種地域、第3種地域の区分は、関係市町村の市役所、役場ならびに愛知県環境部大気環境課に備え置いた地図の色塗りにより区分する。

## 気体排出口における濃度の規制基準 (第2号規制)

物質名	規制基準
アンモニア 硫化水素 トリメチルアミン プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレールアルデヒド イソバレールアルデヒド イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン キシレン	左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、次の換算式によって得られた排出口からの排出量。 $q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ ここに、 $q$ ：流量 ( $m^3N/h$ ) $He$ ：次項に規定する方法による補正された排出口の高さ (m) $Cm$ ：敷地境界線の規制基準として定められた値 (ppm)

## 排水における濃度の規制基準 (第3号規制)

(単位：mg/L)

排出水量 ( $m^3/s$ )	$Q \leq 0.001$			$0.001 < Q \leq 0.1$			$0.1 < Q$		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
メチルメルカプタン	0.03	0.06	0.2	0.007	0.01	0.03	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.1	0.3	1	0.02	0.07	0.2	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.3	2	6	0.07	0.3	1	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.6	2	6	0.1	0.4	1	0.03	0.09	0.3

## 敷地境界線における臭気指数に係る規制基準の範囲

区分	臭気強度	臭気指数
第1種地域	2.5	12
第2種地域	3.0	15
第3種地域	3.5	18

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるか分かる弱いにおい
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

## 気体排出口における臭気指数規制

排出口の高さ	設定方法		規制値
	15m 未満	指標	
拡散式		流量を測定しない簡易な方法	
15m 以上	指標	臭気排出強度	
	拡散式	建物の影響による拡散場の乱れを考慮した方法	

「においシミュレーター」による規制値の算出

## 排水における臭気指数規制

区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	28	31	34

お問合せ・分析のご依頼は…

株式会社 愛研 <http://www.ai-ken.co.jp>

本 社：TEL：(052) 771-2717  
 FAX：(052) 771-2641  
 E-mail：aiken-n@ai-ken.co.jp

半田営業所：TEL：(0569) 28-4738  
 FAX：(0569) 28-4749  
 E-mail：aiken-handa@ai-ken.co.jp